

家庭養育の推進等に向けた乳児院等の機能強化・多機能化

医療機関との連携強化



医療機関との連携強化

- 医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進

- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業159億円の内数
- ・ 児童入所施設措置費等1,266億円の内数

里親・養子縁組支援の強化

里親支援事業の拡充

- 里親委託の更なる推進に向けて、
 - ・ 「新規里親委託件数」に応じて加算
 - ・ 実親との面会交流支援を追加



施設の小規模化・地域分散化

小規模化、地域分散化の推進

- 児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置か所数の制限を廃止
- 児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物を活用して地域小規模児童養護施設等を運営する場合の賃借料に対する助成等を行い、施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施

レスパイトケアの活用促進

- 経験の浅い里親等の育児不安や育児疲れ、医療的ケアの必要な子どもの看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減を図るためのレスパイトケアの利用手続きを簡素化し利用を促進

乳児院等における里親支援の取組促進

- 入所児童を里親に委託する際のマッチングの実施や、委託後のアフターケアの実施など、積極的な里親支援を行う体制構築のため、児童入所施設措置費等の運用改善

一時保護機能等の強化

受入体制の強化

- 一時保護が必要な子どもを積極的に受け入れる乳児院等に対する安定的な財政支援を図るため、児童入所施設措置費等の運用改善

親子関係再構築支援等の強化

親子関係再構築支援等の推進

- 乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実
- 里親支援事業に実親との面会交流支援を追加

産前・産後母子支援事業（モデル事業）の拡充

- 母子ともに社会的養護が必要な場合に、施設において受け入れ、自立に向けた支援を実施

*平成29年度予算において創設した産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、看護師配置による居住支援・養育支援等を新たな支援体制モデルとして対象に加える。



○ひとり親家庭の自立支援及びD V対策等の推進

- ◆「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭への総合的な支援を着実に実施するとともに、高等職業訓練促進給付金の充実などにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。
- ◆ 婦人保護事業について、D V 被害者等様々な困難を抱える被害者のニーズに対応した相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

ひとり親家庭の自立支援の推進

○高等職業訓練促進給付金等事業【拡充】（母子家庭等対策総合支援事業）

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付けに係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設する。

○未婚のひとり親家庭の母（父）に対する寡婦（夫）控除のみなし適用

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

D V対策等の推進

○若年被害女性等支援モデル事業（仮称）【新規】（児童虐待・D V対策等総合支援事業）

若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。

児童扶養手当制度の改善事項

1. 手当の支給回数の見直し（平成28年改正法附帯決議事項／法改正事項）

<内容>

現行の年3回（4月、8月、12月）から奇数月の隔月支給（年6回）とする。
※ 2019年（平成31年）の11月支給（8月分～10月分）から隔月支給に変更。

2. 全部支給所得制限限度額の引上げ（政令改正事項）

<内容>

「全国ひとり親世帯等調査」の結果を踏まえ、全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円に引き上げる（扶養親族等の数が1人の場合）。
※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

3. 公共用地取得による土地代金等にかかる特別控除（政令改正事項）

<内容>

手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。
※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

若年被害女性等支援モデル事業（仮称）〈新規〉

（児童虐待・DV対策等総合支援事業 159億円の内数）

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を新たに実施する。 **〈実施主体〉 都道府県・市・特別区** **〈補助率〉 国10/10**

〈モデル事業イメージ〉

都道府県・市・特別区



★4つのアプローチで若年（被害）女性の早期からの自立を支援

- ①アウトリーチ支援【必須】
- ②関係機関連携会議の設置等（関係機関との連携）【必須】
- ③居場所の確保【任意】
- ④自立支援【任意】

事業の全部又は一部を委託可能

民間団体



①アウトリーチ支援

〈未然防止〉

- ◆夜間見回り・声かけ
- ◆相談窓口の開設（電話・メール・LINE）

③居場所の確保

- ◆一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

④自立支援

- ◆学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

②関係機関連携会議の設置等（関係機関との連携）

- ◆実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ（同行支援を含む）

婦人相談所

民間支援団体

児童相談所

福祉事務所

自立相談支援機関（生活困窮者制度）

警察

DVセンター

男女共同参画センター

婦人保護施設

医療機関

労働関係機関

若年被害女性等

JKビジネス被害者等
家出少女・AV出演強要等



国

補助

-164-